

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		豊島区基本構想審議会(第7回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成22年11月19日(金) 18時30分～20時30分
開催場所		議員協議会室(本庁舎4階)
会議次第		1. 開会 2. 議事 (1)後期計画事業について 1) 街づくり・交通分野 2) 防災・治安分野 3) 商工分野 4) 文化分野
公開の 可否	会議	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	原田久(立教大学教授)・岡本三彦(東海大学准教授)・蟹江憲史(東京工業大学准教授)・後藤和子(埼玉大学教授)・澤野由紀子(聖心女子大学教授)・長野基(跡見学園女子大学講師)・高橋佳代子(区議会議員)・小林ひろみ(区議会議員)・大谷洋子(区議会議員)・石川智枝子(青少年育成委員会連合会会長)・仙浪博一(保護司会会長)・寺田晃弘(民生委員・児童委員協議会会長)・春田稔(町会連合会支部長)・前田和加奈(中学校PTA連合会会長)・柳田好史(としまNPO推進協議会代表理事)・大沼映雄(としま未来文化財団事務局長)・三田一則(教育長) 欠席者3名
	区側 出席者	総務部長・施設管理部長・文化商工部長・図書館担当部長・清掃環境部長・健康担当部長・子ども家庭部長・都市整備部長・土木部長・教育総務部長・会計管理室長・選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長・区議会事務局長
	事務局	政策経営部長・企画課長・財政課長・行政経営課長・広報課長・施設計画課長

審議経過

1. 開会

企画課長： 定刻でございますので第7回基本構想審議会を開催いたします。本日、堀委員、宮崎委員、水島委員から欠席のご連絡をいただいております。また、長野委員からは若干遅れるという旨のご連絡を頂戴しております。本日、傍聴を希望されている方は1名いらっしゃいます。それでは会長、宜しく願いいたします。

2. 議事

原田会長： それでは第7回になりますが、基本構想審議会を開催いたします。早速議事に入りたいと存じます。本日はお手元の資料をご覧くださいますと、街づくり・交通、防災・治安、商工、文化、第3回目でございますので最後ということで各分野のご議論を頂戴するというところでございます。またA3のペーパーが用意してございますので、そちらをご覧くださいながらお話をしたいと思います。それでは早速ですが、1番最初は「魅力ある街づくり」と「魅力ある都心居住の場づくり」からお願いします。

都市整備部長： それでは資料7-1でございます。1ページをお願いいたします。ご説明にあたりましては現行と後期案を見ていただきまして、同時に事業量等も若干、後期案のご説明の中で触れさせていただくということで宜しく願いいたします。施策の所で、『1. 秩序ある市街地更新』の事業名「(1) 地区計画推進事業」でございますが、これらにつきましては後期も都市計画決定の手続きを取りまして3地区程でやっていきたいということでございます。これは前期からの横並びでございます。それから事業名「(3) 違反建築物取締」でございます。現行では計画事業外でございましたが、後期ではこれを計画事業に入れました。その理由でございますが、年間の違反建築物の調査件数は主に1500件程度行っておりますが、その成果といたしまして実際の処理件数は年間で15件程度に減ってきております。これらの積極的な違反建築物取締の調査によりまして建築基準法や都市計画法の用途規制等が遵守をされているというようなものでございまして、街づくりには重要なテーマでございますので計画事業に入れたものでございます。尚、後期の調査件数の予定は6750件ということをご想定しております。更にその充実を図ろうとするものでございます。次に事業名「(4) 建築確認審査」でございます。現行では同じように計画事業外でございましたが、後期案では計画事業に入れるものでございます。その理由でございますが、現在は建築工事の前にその計画は建築基準法や関係規定に適合していることを前提に建築確認が行われるわけでございますが、その工事にあたりましては特定の工事工程に至りますと必ず中間検査を受けるといような状況が出てまいります。その際に、その合格証がありませんと次の工程に進めないという基準法上の仕組みになっているわけでございますが、これらのことを区の間接検査を受けるといことを進めさせていただきまして、出来れば中間検査の修正件数を増やさせていただきまして、違反建築物等の軽減を図りたいという主旨でございます。尚、後期の事業量等では表現等が非常にわかりにくくなっていますので最終的には新たにわかりやすく、今お話をさせていただいたような内容を含んだ内容で修正をさせていただきたいということで了解いただきたいと思います。次に新規事業でございますが、「都市計画マスタープランの改定」を予定しております。現、都市計画マスタープランの計画期間が平成13年から27年度迄でござ

いまして、この間に都市計画道路の進捗や様々なまちづくり動向を踏まえすと「都市計画マスタープランの改定」が必要になっております。次に施策の方向の2でございまして、「街づくり団体支援事業」でございまして、これらについては前期からの横引きでございまして、貢献事業といたしまして非常に重要でございまして、街づくりの団体等の支援事業でございまして、後期もそれらについてはコンサルタントの派遣等を充実させていきたいということでございまして、平成15年に施行されました『豊島区街づくり推進条例』に基づきまして、建物の共同化や地区計画等の都市計画決定の申し出等がありますと各地域での自主的な街づくり活動を図る団体等に対して専門家の派遣や運営経費を補助しようということでございまして、次に重点施策でございまして、前期で基本計画の実施計画となる未来戦略推進プランに追加した計画事業が4つございます。まず、重点施策『3. 池袋副都心の再生』の中の事業名「(2) 南池袋二丁目地区街区再編まちづくり推進事業」でございまして、予定されております新庁舎建設地のA地区以外の周辺地域であり、BC地区と呼んでおります隣接する地区がございまして、こちらの方の共同化建て替え等の街づくりに取り組むものでございまして、既にBC地区につきましては平成16年12月に東京都が街づくり方針を示してございまして、これにつきましては合意形成を図るということで丁寧な協議をしております。次に「(7) 池袋駅及び駅周辺整備事業」でございまして、これまで検討を重ねてまいりました東西デッキ広場構想に関連いたしまして、課題はありつつも広場について一定の実現の方向性に向けて確認が各関係者でされております。現在は各関係者との関係では実現に向けた協議を現在も進めている所でございまして、広場の実現に至る迄の期間、短期的にまず誰もが安全に移動出来る地下通路のサイン等の整備を各鉄道事業者や百貨店等が始めている所でございまして、池袋駅地区交通バリアフリー基本構想ということで建物の区分を含めまして策定をしていこうということです。次に事業名「(8) 池袋副都心整備ガイドプラン推進事業」でございまして、前期で策定いたしました池袋副都心のガイドラインがございまして、街づくりをどうやっていこうかという戦略を示しております。それに沿いまして後期では、街づくり動向の高い個別エリアで重点的具体的な街づくりガイドラインを策定していこうということでございまして、2地区を予定してございまして具体的には造幣局周辺と現庁舎地周辺でございまして、次に事業名「(10) 池袋駅西口駅前街区街づくり推進事業」でございまして、老朽化が激しく更新時期を既に迎えている建築物が駅前に多く存在する現状がございまして、東西デッキ広場の構想と一体的に周辺の関係権利者の賛同を得ながら街区の再編も視野に入れた街づくりに取り組んでおりますけれども、前期では街づくりの意向について各権利者のアンケート等を行ってまいりました。後期では具体的な建築計画や街区再編の検討を権利者主体で取り組んでいくものでございまして、既に協議会が立ち上がってございましてその審議を深めていくものでございまして、次に事業名「(13) 新たな公共交通システムによる交通戦略調査」でございまして、これは池袋副都心を環境に配慮した人優先の街に転換していくことを目指してございまして、併せて誰もが街を水平移動することが可能となる新公共交通システムとしてLRTの基本計画を後期に策定してまいります。次に同じく重点施策の新規事業が3つございまして、まず後期に「池袋西口駅前エレベーター運営・保守・点検経費」が出てまいります。これは前期で西口広場

に地上から地上への垂直移動のバリアフリーを確保しますので、具体的にはエレベーターでございますが、後期は保守・点検の経費が出てくるということで入れてございます。次に「池袋北口駅前エスカレーター整備事業」ですが、後期に北口駅前のバリアフリーからエスカレーターの設置工事等の維持管理経費が出てまいります。次に「東池袋エリア街づくり推進事業」でございます。後期に池袋副都心の新たな拠点として造幣局周辺の街づくり計画をお示ししまして必要な都市計画決定手続きをふむということでございます。それから施策の方向の『4. 新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり』でございます。前期で未来戦略推進プランの中で計画事業に追加したものが2つ、後期で新規の計画事業が1つでございます。まず事業名「(5) 南池袋二丁目A地区市街地再開発事業」でございますが、地元地権者と市街地再開発事業で進めている新庁舎予定地でございます。恐れ入りますが5ページの6-1-4-5をご覧くださいと思いますが、後期事業量をご覧くださいますと工事監理費が5年間で出ています。このことを調査設計計画費ということで表現しております。その他を含めて後期は、96億3800万円余が経費ということでございます。その他に共同施設整備費や土地整備費等の事業量を示している所でございます。次に事業名「(11) 新庁舎整備の推進」でございますが、後期では庁舎移転計画の作成や、現庁舎地活用計画の策定をしてまいります。次に新規の計画事業で、「現庁舎周辺地区まちづくり推進事業」ですが、現庁舎地の周辺地区のまちづくりの懇談会等を開催いたしまして池袋副都心の整備ガイドプランに沿いまして個別のこのエリアの街づくりのガイドラインを作るということでございます。次に施策の方向の『5. 活力ある地域拠点の整備』の、事業名「(7) 大塚駅周辺整備事業」でございます。後期に南口駅前広場の整備工事を行うということでございまして、22年度には南口駅前広場の基本設計を終えまして、23年度実施設計ということで、24年度に工事着手の手筈になります。次に事業名「(8) 椎名町駅周辺整備事業」でございます。後期は自由通路の工事、駅前広場・橋下空間の広場整備工事を行います。次に事業名「(9) 巣鴨地区街づくり計画策定事業」でございますが、都市計画道路の放射9号線の進捗にとまなましまして、沿道や周辺街づくりについて街づくり計画と地元と協議をしながら策定をしたいということでございます。次に2ページをお願いいたします。『6-2 魅力ある都心居住の場づくり』でございます。施策の方向の1の事業名「(2) 高齢者等の入居支援事業」でございますが、後期に高齢者の入居支援策といたしまして入居に対する情報提供や身元保証の斡旋と一部補助等で高齢者の居住継続を図ろうということでございます。次に事業名「(4) 高齢者向け優良賃貸住宅の整備」でございますが、民間の土地所有者に対して高齢者が安心して住める賃貸住宅を建設してもらい、建設費補助や家賃対策補助等を行うということでございます。次に事業名「(7) 子育てファミリー世帯への家賃助成事業」といたしまして、一定期間、5年間でございますが家賃補助として差額の一部を補助するというでございまして、現在の1万5000円をアップしていきたいということでございます。次に事業名の「(8) 高齢者世帯等住み替え家賃助成事業」でございます。これは現段階では取り壊しにより転居を求められている高齢者等の転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を助成するものでございますが、今後は取り壊し要件を緩和いたしまして更に老朽化による場合の転居も考えていきたいと

ということで、家賃助成等については後期に434件を予定しているものでございます。次に施策の方向『2. 良質な住宅ストックの形成』の事業「(1) 分譲マンション建替え・改修支援事業」でございます。後期に分譲マンションの建替えや改修をするという際に比較検討が出来るように管理組合等にお示しをするというアドバイスをしたいということでございます。その様なアドバイザー制度を活用いたしまして支援をしていきたいということで計画事業にあがっておりますので後期もそれらについては充実をしていくということでございます。説明は以上でございます。

原田会長： ありがとうございます。差し当たりこの2つの政策についてご議論をいただこうと思います。概略等を簡単に申しますと、どうしてもインフラの整備というのは何かが終わると次に移っていくというような特徴がございます。そういった意味では黄色の部分は終わったということですよ。それに対してブルーと茶色の部分はまた新たに着手していくというような性格でございます。以上の所で何かご質問・ご意見をお願いしたいと思います。

N委員： まず政策の5-2-2でございます。「狭小住戸集合住宅税による狭小住宅の抑制」です。この件につきまして、現在豊島区では単身所帯の比率が23区で一番高いという状況です。そこへもってきて最近また、戸建住宅がどんどん中層マンションに建替えられています。特に池袋2丁目・3丁目では今年1年の間に10棟以上建替えが進んでいます。その殆どがワンルームあるいは1DKです。確かに30㎡以上ということになりますと単身所帯では優良な住宅であるかもしれません。しかし単身住宅が増えれば増える程、地域がどんどん破壊されていく、まさに社会に巣食うウイルスみたいなもので増えれば増える程社会が破壊されていく、そして増えている所へ持ってきて更に池袋2丁目には30階、230所帯の1DK賃貸マンションが建設中です。こういった単身所帯がどんどん増えていくとセーフコミュニティどころの騒ぎではなくなるのではないのでしょうか。その点についてちょっとお伺いしたいのですが。

都市整備部長： その点につきましては私どもも思案する所ではございますが、建築敷地単位でどういう建物が出来るかというのは、そういう自由度があるということと狭小住戸集合住宅税につきましても必ず単身者等を締め出しているわけではありません。それはN委員もご案内の通りでございます。これらについてはファミリー住宅等とのファミリー層とのバランスを取るべきだという大きな課題があったということでございまして、今、現在は住宅ストックが増えて大体60パーセントが単身世帯ではないと言われております。これらにつきましては、やはりマナー等を含めまして様々な観点から住宅対策を取るべきだと考えております。現在もその様な指導をしているわけですが、何れにいたしましても面積等でやはり区切りをつける以外ないということでございまして、総戸数等についてもそれだけの面積をもっているものにつきましては税をかける、かけない、の境目でファミリー世帯が増えてくる場合もありますので、なかなかそのへんのストックとのバランスが新たな建築行為との関係では非常に課題があると捉えています。建築行為を止めることが出来ないものですから、これらについては建物が建った後、その管理の有り方について強い指導をしていきたいということで、マンション対策課を新たに今年度から設置しております。それらについては、そういうご意見もあることを充分承知しておりますので、管理組合等を通じて、もしくは建築

の設計者等を通じて、指導を更に強化していく以外にないと考えております。

原田会長： 再度確認します。この表でいうとどの事業にかかるものでしょうか。

都市整備部長： 2ページの現行の方です。

N委員： 後期では計画事業からは外されておりますけれども、やはり重要な問題ではないかと思えます。例えば今23区の中で単身所帯が自由に作れるのは豊島区・江東区・大田区だけだそうです。開発業者からの話なのですが、例え50万の税金を払っても単身所帯用のマンションを建てた方が採算が取れるというような話もありますし、30㎡・50万の基準を引き上げるか、或いは何とか単身所帯用の抑制を図らないと地域が本当に成り立っていかなくなるのではないかと思えます。同時に単身所帯をいかに抑制していくかこの問題についてお考えいただきたいということです。

都市整備部長： その点につきましてはなかなか豊島区で単身世帯を否定していないということがございます。それはストックも含めてバランスの良い状態を作ろうということによってやっていますので、それらについては進めたいと思えます。ただ今ご意見いただきました内容につきまして、それらを反映するか、計画事業の中で後期の計画事業の中にどうやって取り込むか再度検討したいと思えます。

原田会長： 良質な住宅ストックの形成ということで、今回は施策の方向なっているわけですが、ここには基幹事業は掲げられていないということもございますので是非検討していただければと思えます。

Q委員： 1ページの『4. 新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり』という所の「現庁舎地周辺地区まちづくり推進事業」ですが、まちづくり方針の素案の策定ということで、懇談会4回というように記載してありますが、新公会堂に関しての検討みたいなものはどこでやるのかということなのです。この後で出てくる文化の方は公会堂の部分を削除していますので、後期の事業に公会堂が入ってこないのかなというような危惧を持っています。そのへんはいかがでしょうか。

施設管理部長： 1ページの「(11) 新庁舎整備の推進」の現庁舎地活用計画の検討の中に公会堂も含まれておまして、「周辺」というのは「現庁舎地の敷地以外の周り」という意味で周辺という言葉を使っておき別の内容です。

Q委員： そうしますと、ハード的に考えていくということと、公会堂に関して前回の新庁舎の計画を立てた時には公会堂の審議会のようなものを作ってやっていったと思えますが、今回そういう手法は取らないのでしょうか。

施設管理部長： そういう、中の仕組みをどうするのかというのは必要になってきますので、もう1度再検討させていただきたいと思えます。

Q委員： 何れにしても公会堂の整備という文言は入らないのでしょうか。

施設管理部長： それも含めて検討いたします。

B委員： 前回の最後にも出てきた話だと思えますが、1ページ目の6-1-13の「LRT基本計画策定」で、次の交通体系の分野にも関係するかもしれませんが、この辺の話は前回もあった低炭素地域社会の実現の所でも非常に強く関わってくるものだと思います。これは現段階では調査であり、計画段階なので実際に効果を図るという所迄はいかないと思えますが、こういう計画に伴ってどの位CO₂がなくなるのか、新庁舎関連もそうだと思いますが、かなり画期的な新エネルギーを導入しようという計画

もあったかと思しますので、そのへんのことはここだけではなくて、例えば前回の低炭素の所であるとか、少し触れるようにしていただいた方が施策の全体部を見るという意味ではいいのではないかという感じがしています。こういった計画に伴って例えば自動車を池袋の中心地域に入らないようにするとか、確かそんな計画もあったかと思しますが、それに伴って排出量も変わってくると思いますし、自治体レベルで出来ることはそんなに多くない中で温室効果ガスを減らす為に他の所でも参考になるような施策かと思しますので、是非そのへんはもっとアピールして、色々な所でふれるなど、計画段階からそういう配慮をしていただくと良いのではないかなと思います。

原田会長： 私も全く同じ意見でございます。是非、低炭素の所で【再掲】をご検討ください。こういう観点で見ると確かに炭素が減る、ということについては、やはりそれを計画事業として掲げていく、確かに計画そのものは炭素を減らしますが、この先にはそうしたものが見えてくるという位置づけでも構わないのではないかと思いますので是非ご検討ください。

M委員： 「延」ということについて教えていただきたいと思えます。例えばこれは間違いだと思いますが、1ページの4の後期事業量の所に、土地整備延1件、と書いてあります。「延」という字がかなり出ています。重点施策の中に、まちづくりガイドラインの策定「延」2地区、とか「延」という言葉をかなり使っています。一般的に私達は、結果として「延」ならわかるのですが、計画の中では事業量が幾らと出すけれども、その中で重複して部分に結果的に「延」という言葉を使うのではないかなと思うのです。「延べ2地区」というのは同じ所を2度想定しているのか、色々「延」という言葉が前期の事業量の中にも書いてあります。前期のものは結果として「延」というのはわかるのですが、その辺を混乱しているので教えていただければありがたいと思えます。

都市整備部長： 表現がわかりにくいということでございます。これは後期事業量を算定する時に、前期もそういう表現をしておりますけれども「年」で考えていただければと思えます。例えば「南池袋二丁目A地区市街地再開発事業」関係では後期5年間の工事管理費用が出てくるということで「延5件」と書いてございます。これらにつきましては、その他も含めましてわかりにくいので誰もがわかるように表現を変えさせていただきます。

原田会長： その点ご検討ください。

M委員： それから5ページの所に、『4. 新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり』の需用費「延1件」と書いてあるのも間違いなのでしょうか。

都市整備部長： それらについては表現をわかりやすくさせていただきます。

I委員： まず指摘します。公的な住宅、区営住宅等について全く落ちているのは、家賃が高くて大変だと言っている人達にとって要求に沿っていないと思えます。そういう意味では建設から家賃補助にするのだと思えますが、それなら高齢者だけではなくて色々な形で家賃補助をやっていたら代わりにはならない、これだけは指摘をしておきます。それからもう1点は地区計画の推進とありますが、地区計画の中でも私達は2種類あると思っています。例えば今回の南池袋二丁目のA地区計画のように再開発をやるとか、道路を作ることによって高い建物が建つから規制をしようとかそうい

う区や業者的な観点でやる地区計画と、それから高松二丁目や巣鴨地域で地域の人達があまり高い建物を建ててほしくないということで一定の規制をする、高さ制限をするとか、景観の制限をするということでやっていただいています、実は住民が中心にやる場合は大変苦勞します。登記簿を取るにしても何万、何十万もかかるとか、或いは実際にそれを分析するとかいうことになると大変な苦勞がかかるので、それに対する補助金は増やしてほしいという声が出ていたと思います。それは一体どのようなのかということが質問です。

都市整備部長： この補助の関係につきましては先程申し上げましたように後期の施策の方向の『2. 個性あるまちづくり』で、貢献事業ということで「街づくり団体支援事業」の中でそういったものの充実を図りたいと思っております、たまたまそういったことが今回なかったわけですが、そういう助成等は考えております。それから地区計画につきましては確かに住民の皆様からのご意見を賜って都市計画決定の手続き迄入るということもありますし、実際にそういったことの申し出も都市計画制度では出来るようになっていたので、そういったものを伺って地元に入るようにしております。様々な地区計画の形態がございますので、地区毎に見合ったものを推進していくということでございます。

I 委員： 例えば南池袋二丁目だとか区がやる時にはコンサルタントの経費が300万とか800万とかポンと出ます。ところが住民がやろうと思うとコンサルタント1人で10万円位とかそういう格差はあまりにも大きいのではないかと、ということだけ言っておきます。

原田会長： では続いて交通体系の整備にまいります。

土木部長： 資料7-1の3ページをお開きください。『6-3 交通体系の整備』でございます。全体としての変更箇所でございますが、終了事業の削除は黄色の部分、茶色の部分が実施中の事業で5件の追加がございます。一番下の“▲”がついている新規事業が1件、それと組み換えが2件となっております。施策の方向『1. 道路・橋梁の整備と維持保全』でございますが、真ん中より下程の茶色の部分である「椎名町駅周辺整備事業」につきましては、先程ご説明した通りでございます。その下の「6-1 魅力あるまちづくりの推進」、これは現行計画11の「池袋副都心地区都市交通戦略調査」とLRTの関係を6-1に1つもってきたのと、LRTは先程指摘ございましたように『3. 公共交通の整備』の方に【再掲】として載せている所でございます。建設事業で事業名「(12) 堀之内人道橋に替わる立体横断施設の建設」ですが、通称「どんどん橋」と言っております上池袋と池袋本町地区をつなぐ橋がございましたが、非常に老朽化している為に現在撤去中でございまして、それを補完する為の立体横断施設を後期で造っていききたいというものでございます。「(15) 道路擁壁の整備」は空蟬橋、大塚駅の近くの立体交差の所の道路を支える為の擁壁、これらの耐震補強工事を実施していききたいというものでございます。「(16) 橋梁点検調査」は現在、川に架かる橋と鉄道に架かる橋がございまして、川に架かる部分の橋については補強が終わっております。鉄道に架かる部分で大きな橋、池袋大橋・西巣鴨橋・空蟬橋、これについて調査をして長寿命化維持修繕計画を策定して手遅れにならない内に補修をしていききたいというものを載せております。重点施策でございます施策の方向『2. 自転

車・自動車対策の推進』の白抜きの部分については修正等がございまして、事業名の「(8)」は前期では計画の策定というような書き方になってございますが、この計画は平成18年からの10年計画でございまして、現在中間年で総合計画の見直しを検討している所でございます。その計画に基づきまして駐輪場の整備等を更に充実させていき、基本計画と同じように27年でこの計画が終了することから、後期ではその後の総合計画がどうあるべきかを検討してまいります。最後の施策の方向、『3. 公共交通の整備』ですが、LRTにつきましては先程お話をした通りです。また“▲”「地域公共バス運行支援事業」、これを来年から始めていきたいというものでございます。具体的には池袋西口から練馬区の江古田二又へ通っているバスがございまして、それの練馬から池袋西口から劇場通りを北上し川越街道でグルッと回って清掃工場の所、区役所の前を通ってサンシャイン方面へと行く、池袋の東と西をつなぐバス路線を区が支援してやっていこうというようなものでございます。説明は以上です。

原田会長： ありがとうございます。

I 委員： 1つは公共交通の整備の中で「地域公共バス運行支援事業」ですが、これが進むことは大変結構だと思いますが、コミュニティバスに関してはどこにもないですが、なくなってしまったのでしょうか。

原田会長： これはコミュニティバスではないのでしょうか。

土木部長： これはコミュニティバスではなくて、通常の路線バスの延伸ということになります。議会の方にはもうこの話をさせていただいております、ある意味でコミュニティバスの試行と同じような内容になりますので、その結果を毎年決算ベースで見て、或いは区民の方々が本当にこういう税金を投入して支援事業をやっていいのかどうか、5年間で社会実験をやろうと思っております、3年目でその後どうするかを定めて、その結果コミュニティバスがやれるかどうかも含めて検討するという事になっております。

I 委員： はっきり言えば、やはり豊島区内全体の交通不便地域とか色々調べて、やってきたのに、5年間はこれをやって後は様子を見ましようというのは大変酷いという声が多々な所から上がっています。他の所は全く手をつけない、これを見て後はどうするか決めます、ということではなくて、やっぱり現実に交通不便地域と呼ばれている所があるので、そういう所もなんとか検討してもらえないかというのが1つです。それから併せて聞きますが、皆さんがLRTの評価が大変高いので言いだしにくいですが、少なくとも公共交通システムとしては僅か1km弱の池袋の所をグルッと回るようなものが本当に公共交通システムとしていいのか、モデルだったらいいですが、これで40億、50億、毎年何億かかる、赤字が毎年何千万かかるようなものを策定することで計画を作っていくのは、私は反対です。やはりその検討をコミュニティバスとか交通不便地域の方には是非やっていただきたい。

原田会長： 後者の方はご意見として是非お聞きください。前者の方だけお願いします。

土木部長： コミュニティバスについて全く検討しないということではございませんので、担当課長からご説明いたします。

交通対策課長： コミュニティバスについては今迄2年間検討してきたわけでございますが、なかなか豊島区内は細い道が多く通れる道路がないという状況でございまして、今回「池0

7」の延伸を社会実験として行うとともに、限定した方、誰でもではなく公共交通というよりも障害者や高齢者の方々に限定をした交通の検討を来年以降も続けていくということで考えているものでございまして、コミュニティバスの検討を止めたというより公共交通として限定交通としての区民から必要とされる公共交通のあり方というのは来年度以降も検討を続けるということでございます。

原田会長： ではその点を継続的に検討続けてください。

B委員： 私も前半の方は是非言いたいことが3点程あります。1つは確認なのですが先程6-1の所で『魅力あるまちづくりの推進』というのが他の所に移行して【再掲】されているということなのですが、他の所は確認出来たのですが、『5-2環境の保全』が低炭素社会実現の所のどの部分に【再掲】されているのかはつきりわからなかったのので、その部分を確認したいというのが1点です。それから2点目は先程の繰り返しになりしつこいようですが、例えばここに出ていることでしたら「街路灯 ECO灯具への転換」であるとか自転車関係、それから地域公共バスの話等も二酸化炭素排出削減へつながっていると思いますので、そのへんを横断的に見ていただくのがいいのではないかと思います。国の施策ではなかなかこういう点も出にくいと思うのですが、自治体だからこそそういう点は横断的に掲載していただければと思います。3点目ですが、これはどちらかという要望なのでこんな意見もあるということで聞いていただければと思いますが、地域公共バスをやる時に、例えば丸の内地区は電気バスを走らせたりして、そういう所にCO2排出を削減するというような点が入っていますので、是非こちらでも地域公共バス、そんなに距離は広い範囲ではないと思いますのでそういう所は電気自動車とかの視点をに入れていただければと思います。これは要望としてお伝えしておきます。

原田会長： 2点目は先ほどに引き続きお願いしたいこと、3点目は要望ということで、1点目、【再掲】の部分について後程ご議論いたしましょう。

P委員： 「自転車の利用空間ネットワークの整備」の部分なのですが、このネットワークというのは板橋区とやると出ていますが、自転車を利用する人間の目線から見た場合に池袋の西口と東口が自転車で上手く渡れるのか、お互いに双方向のネットワークを組める状態にあるのかというのは非常に大きな問題です。特に女性の方々はお買い物をされる時に池袋の西口と東口のどちらかに分かれてしまうのではないかと思っています。駐輪場の問題もありますが、もう1つお考えいただきたいのは池袋の東と西で文化が違うと言われますが、問題は歩く歩道の問題だけではなくてCO2を排出しない、非常に良い交通手段である自転車ですけれども、今、3つの方法があります。びっくりガードに行くかどうか、WEロードを通るかどうか、池袋大橋を通るかどうかの3つとだけいただければ結構ですが、東と西をつなぐ自転車の道というかその路線はあったかどうか、そのことは充分考えていただきたいと前々から思っていたのですが、なかなか言う機会がなかったのでここで言わせていただけて考えていただきたいと思いました。

原田会長： 大変難しい問題です。私も痛感しますが本当にベルリンの壁になっておりますので、是非長期的にご検討ください。それではご意見ございましたら後程伺うということにして先を急ぎましょう。

企画課長： 申し訳ございません。次に資料7-2でご説明をしてご審議をいただきますが、事前にお配りした資料の中には入っていましたが、本日机上に配布してございます資料7-2の表紙を1枚お捲りいただきますと1ページが出ていますが今からお配りするこの紙を1ページの前に加えていただければと存じます。大変申し訳ございません。よろしく願いいたします。

原田会長： では早速ご説明を頂戴しましょう。

総務部長： それでは今、机上に配られた資料をお取り出しください。『6-4 災害に強いまちづくりの推進』でございます。ここでは施策の方向について変更した所はございません。重点施策についても現行と同様に『3. 災害に強い都市空間の形成』としております。まず施策の方向の『1. 防災行動力の向上と連携』でございますが、これは現在、未来戦略推進プランで事業化しております「駅周辺混乱防止対策」を追加いたしました。次に施策の方向『2. 応急・復興活動を円滑に行う体制の整備』では現行計画と同様に「災害対策本部及び通信システム整備」を計画事業としております。尚、前期事業量欄にある「移動系防災行政無線保守（毎年）60局」と「地域系防災行政無線保守（毎年）158局」はアナログ系の無線ですが、地域防災無線のデジタル化が完了いたしましたので、この事業は終了としております。次に重点施策である『3. 災害に強い都市空間の形成』ですが、左側の現行の黄色の部分3番と6番につきましては事業が終了しました。また「(8) 優良建築物等整備事業」については需要が殆どないということなので計画事業からは外してございます。右の後期案ですが「(12) 居住環境総合整備事業」についてはソフト面とハード面、ここでは建設の“建”で表示していますが、両面からなっております。1番の事業と5番の事業、2番と12番、4場と7番がソフトとハード面の事業の対の形になっています。その他、道路整備事業や沿道まちづくり事業、建物の耐震関係を計画事業として整理してございます。12番から15番迄の茶色がついた事業ですが現在、未来戦略推進プランで事業化しておりますので今回ここに事業化したものでございます。次に『4. 総合治水対策の推進』ですが現行と同様でございます。次に本日の机上の資料では1ページになっていると思いますが『6-5 安全・安心の確保』でございます。ここも施策の方向について変更した所はございません。重点施策についても現行同様、『1. 治安対策』としております。まず現行の「(2) 民間交番（安全安心ステーション）の設置」ですが、廃止された交番を区の施設としてステーションとしての活用を考えておりましたが、警視庁では廃止した交番に引き続き退職警察官を配置して地域の安全安心の拠点として活用するとの方針変更があった為に区の事業としては取り組んでおりませんので、この事業は廃止いたしました。また3番の事業ですが防犯ブザーの貸与は終了しましたので、この点では終了事業の扱いとしておりますが、前回ご審議いただいた『3-5 地域における教育』の中に「学校施設の安全管理」が計画事業として予定しておりますので、ここの後期案にも7番として【再掲】しております。それからこの事業量の欄の「通学路等のパトロール15校」と表記してございますが、事前に郵送した資料では「10校」となっていました。「15校」が正しいということで訂正させていただきます。それから左側の現行の「(1) 地域安全対策事業」ですが、未来戦略推進プランではソフト面とハード面に分けまして事業化しておりますので右側の後期案

でも「(1) 地域安全対策事業」と「(5) 地域防犯力向上設備助成事業」の2つに分けて計画事業として整理をした所でございます。また「(4) 青色防犯パトロール車の運用」事業も未来戦略推進プランで事業化しておりますので、後期案の計画事業としました。施策の方向『2. 交通安全対策』ですが現行と同様の内容となっております。説明は以上でございます。

原田会長： ありがとうございます。今回この分野で申しますと新たにお配りいただいた方がどちらかというと防災、別にホチキス止めされている方が治安という分け方かと思えます。重点施策自体の位置づけは両分野ともに同じであります。そして事業が終わったものについて防災に関しては廃止をして新たなものが行われるということ、治安の方でいうと区の事業として行わなくなったということと、もう1件は防犯ブザーについてはいくつかの所で分けて対応するということですか、もう1度お願いします。

総務部長： ここでの現行の事業は「防犯ブザー貸与1400個」が事業内容だったのですが、これは配布済みということなので、そういう意味ではこれは終了事業という取り扱いになるわけなのですが、教育の所で「学校施設の安全管理」の所に計画事業としてこの項目が載っていますので、今回この防災の所にも7番に「児童通学安全誘導」「通学路等のパトロール」「警備委託」といった内容で【再掲】事業として載せました。

原田会長： ブザーは貸し出しが終わり、別のことを事業名は同じでやっているということですね。ではこの2点いかがでございますでしょうか。

G委員： 災害の所ですが、「駅周辺混乱防止対策」がありまして、協議会の開催と訓練実施回数を書いてあります。私の記憶違いであれば申し訳ありませんが、確かこれは池袋ルールのようなものを目指して取り組まれているように思っていますが、その点に対しては反映されないのでしょうか。

総務部長： 混乱防止対策の事業については、延5回（年に1回）訓練をするということですが。その訓練が自助共助、そういったルール化をしてそれぞれの立場で、それぞれの駅構内、或いは周辺のお店にきたお客さんのいざという時の安全確保の訓練をしていくということでございます。そのルール化を作りながら訓練をしていくということでございます。

G委員： ということは当然ルール化するわけですね。

総務部長： そうです。

G委員： ならば、ここの後期事業量に例えば池袋ルールの策定であるとか入らないのでしょうか、ということですが。

総務部長： 義務的な内容でございましたので、ここには載っていないのですが、検討してみたいと思います。

G委員： 中身の濃い協議会を開催されていると思いますが、これを見るとただ協議会を開催しているだけ、訓練をしているだけのような感じがします。渋谷や新宿のターミナル駅は結構力を入れて取り組んでおりますし、池袋も多くの来街者がありますので、もう少しわかりやすくここに記載された方がいいのかなと思いましたが発言いたしました。

原田会長： 目指すものはそれでよろしいということで是非記載をお願いします。

I委員： 「居住環境総合整備事業」で、新たに上池袋の印刷局の宿舍を防災公園とするとい

うのは良いことだと思うのですが、池袋本町地区も清掃車庫の跡地を公営にする計画があるのですが、ここは載らないのでしょうか。ちょっとバランスが欠けているような、こっちの方がかなり具体的ではないかと思うのですが、どういう関係でそうなるのか教えてください。

都市整備部長： 記載について検討させていただきます。

原田会長： それ以外の方でいらっしゃいますか。

M委員： 新しく始まる中で、青色防犯パトロール車と書いてあるものがありますが、小学校や保育園に立ち寄るといって大変良いかと思いますが、ちょっとわかりづらいので教えていただきたいので質問でございます。午後1時半から夜の9時半迄で小学校や子どもスキップ等に立ち寄りながらパトロールをするというのがどういう感じのものなのか、新しく始まったもので、7800万を計上するわけですから教えていただきたいと思います。

総務部長： 担当の課長から説明させていただきます。

治安対策課長： 青色防犯パトロール車の運用につきましては、平成19年度からの新規拡充事業でございます。従いまして今迄通り行っていたものになりますが基本的には日曜・祝日・年末年始を除く毎日ということで13時半から21時30分までの非常に犯罪の多い時間帯ということで、警備員4名、パトロール車2台で運用しております。以上です。

原田会長： 人件費がメインですか。

治安対策課長： 人件費が殆どでございます。その他に若干の諸経費、例えば保険料ですとかそういったものがかかっております。

原田会長： よろしいでしょうか。

M委員： 狭あい道路拡幅整備事業についてお聞きしたいのですが、4メートルに満たない道路は同意を取りながら道路整備をしていくということだと思いますが、例えばこの整備以前かもしれません、実際に物件としては下がっているのに、道路の側溝が道路の真ん中にきているものが街を歩いていて沢山見られるのですが、そういうものについては拡幅工事の中に入れ込むことが出来ないのかなと思うのですがいかがでしょうか。

原田会長： 事業の内容だと思います。

都市整備部長： 狭あい道路拡幅整備事業につきましては、建築行為とともに通常の場合、その道路中心が明確になった場合に中心から2m下がっていただくということで狭あい道路整備の確保をしております。後は自主的にご自分の方から申し出がありまして、後退したい、というようなことで下げる場合もありますので、これらにつきましては大体、年に1パーセント程度になるように整備については進捗をしているような状況です。

M委員： そうではなくて既に下がっているわけですから。道路に出来る状態なのに道路に出来ないという物件があるということなので、それが整備出来ないのかということなのです。街を歩いていけばわかると思いますが、側溝が道路の真ん中に来ていたりするのは危険だと思います。私は自転車でそこを走る時に相当気をつけなければいけないという状況があるので、そういう物件もこの拡幅工事の中に入れることが出来ないのかどうかということです。

都市整備部長： これについてちゃんと中心が決まっています、そのような状況があるということであれば、整備承諾というものを取らなければなりません。相手が所有権を持っている場合等はその所有権まで剥奪するわけではございませんので、後退してもいいですよというように了解を取った上で整備をするということではございます。それ以外はちょっと出来ないということです。

M委員： それは行って、お願いすることは出来ないのですか。

都市整備部長： 出向いて、お願いはしていますが、なかなかそうはいかないというのが現実でございます。ただ私どもが行きまして、お願いをして実現をしているものもありますので、そういう場所がございましたら、ご指示いただければトライしてみたいと思います。

原田会長： なかなか難しい作業であると思いますが是非困難にめげずに取り組んでくださればと思います。他はいがかでしょうか。

O委員： 学校施設の安全管理の所ですが、前期で通学路等のパトロール8校で後期は15校とありますが、これで小学校の23校がまかなえているとは思いますが前期8校は引き続きでプラスの15校ということなのか、前期8校は終わってしまって、次が15校なのか、中学校の方はパトロールをしてもらえていないのかというのを聞きたいです。

教育総務部長： 今ご指摘いただいたように現在8校が小学校でパトロールを実施しています。警察官のOBの方が危険箇所を指摘し、それを受けて実施するものでございまして、これについては実施するPTA側の協力があって、はじめて実現するものでございます。後期の計画案の中で目標として15校、これは年度によって実施校が増減するというのは、PTAさんの方も任期があり、PTAのメンバーの変更により受け手が集まらず実施が出来なくなるという形で増減が毎年若干出てきます。目標としては15校を目指すということでございます。

O委員： この通学路等のパトロールというのは自主活動に助成をするのと、OBさんが助けてくれると、そういう意味の事業ですね。わかりました。

原田会長： では一旦ここで議事は打ち切りにさせていただいて、もしございましたら後程ということにします。今度は商工分野がかなり幅広くございます。

企画課長： 先程のB委員からのご質問について説明させていただきます。『5-2環境の保全』が低炭素社会実現の所のどの部分に【再掲】されているのかというご質問ですが、環境部門ということでございますので本日お配りした資料の中には入ってございません。11月5日に開催されました本審議会の資料6-4の2ページの2つ目、環境保全の2つ目の「低炭素地域社会の実現」の中に入ってくる内容でございます。前回の中にはこの【再掲】部分は記載をされてございませんが、次回以降の素案をお示しする中では入ってくるということでご確認いただければと思います。

原田会長： もう1度どこかできちんとご確認ください。では続いてまいりましょう。よろしくお願いたします。

文化商工部長： それでは資料7-3をお取り出しください。1ページ目をお開きください。基本計画の計画事業の対比表です。後期案の所をご覧ください。施策の方向としては3つございますが、前期同様に『にぎわい魅力商工都市の形成』を重点施策としてございます。前期部分で黄色が並んでおりまして、殆ど後期計画事業からは抜けているわけで

すが、これは中心市街地活性化法に基づきまして、豊島区でも豊島区中心市街地活性化基本計画を策定いたしまして、それに基づく事業を展開していたわけですが、18年6月に法が改正されまして、国庫補助等の対象外となってしまったということで計画事業から外したものでございます。ただこの中で盛り込んでいた事業については、それぞれ様々な形で実施しているものが多くあります。後期案の中でございますが、前期の計画期間に計画事業としたものが2つ、【再掲】でございますが「(2) 新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館事業【再掲】」、これは文化分野にも載せていますが、ここでは【再掲】として載せております。商店街の活性化等もふまえた目的を持った事業でございまして、東武百貨店や立教大学、豊島区それから地元商店街等の皆様が構成されているNPO法人が中心となって、それぞれ地域の産業団体や商店街の方々が実行委員会を結成しまして街角で様々な絵画の展示等を行っているということでございます。その背景には戦前この地域が池袋モンパルナスといわれた芸術家の方々が様々な創作活動を行ったということで、そういった地域資源を活用しながら街を活性化していこうということでございます。それから「(12) としまものづくりメッセ【再掲】」も次の地域産業の活性化をメインとして、こちらでは【再掲】としておりますが、これは池袋副都心における産業見本市ということで、毎年3日間程ですがサンシャインシティのコンベンションホールを使用して見本市を行っております。様々な販路の拡大や企業間交流等を通してものづくりの魅力の発信という取り組みとともに、区内の子ども達に来ていただいて、ものづくりの魅力にふれていただくということを目的としております。その下に新規事業として「産業振興計画改定」を掲げておりますが、現行の計画は平成16年から25年を計画期間とするものですが、策定から既に7年が経過しております。その間の世界同時不況による景気後退の影響等で区内産業を取り巻く状況が大きく変化しておりますので、商店街振興も視野に入れた計画改定を行いたいと考えております。次が施策の方向『2. 観光まちづくりの推進』です。ここでは「観光情報センターの運営事業」を基幹事業としながら「観光イベント支援」を貢献事業として載せました。この「観光イベント支援」は、例えば区内の「ふくろ祭り」や大塚の「阿波踊り」、「フラフェスタ」や巣鴨の「菊まつり」、駒込地区の「ソメイヨシノのイベント」等への支援を行うということでございます。新規事業としては先程の「産業振興計画」と同様に「観光振興プラン改定」を行っていきたいと考えております。その下に「トキワ荘・並木ハウス関連事業（第3ステージ）」と書いてありますが、これは椎名町にかつてあったトキワ荘では手塚治虫さんをはじめ現在の漫画文化の礎を作った大変著名な方々が創作活動を行ったという事績がございます。並木ハウスは雑司が谷の方でトキワ荘から移り住んだ手塚治虫さんがそこで創作活動を行った場所でございますが、並木ハウスの方は現存しております。これに関連した事業ということで、昨年4月には椎名町に記念碑の建立をいたしまして、更に昨年度の事業として「トキワ荘のヒーローたち」という企画展や地域における様々なイベント事業を展開した所ですが、今後は、ゆかりの地の解説板の設置や雑司が谷には雑司が谷の歴史と文化を紹介する情報センターの様な案内処を設置してとしま未来文化財団に運営を委託しておりますが、それを更に展開していきたいと考えております。次のページをお願いします。ここは『産業振興による都市活力創出』というこ

とで3つの施策の方向がありますが、この中では『地域産業の活性化』を重点施策としております。前期の中ではかなり黄色が多いように見えますが、これはそれぞれカッコ書きがありますように様々な事業が整理統合した関係で消えているもので、様々な形で後期に受け継がれているものでございます。施策の方向『1. 新たなビジネス展開の支援』の中では、「(2) としまビジネスサポート事業 (セミナー事業)」がありますが、これは本年4月に生活産業プラザの中に設置した「としまビジネスサポートセンター事業」の中のセミナー事業ということですが、中小企業者に対して販路拡大や実務的観点からの情報を提供するセミナーを開催しまして区内企業の発展を支援するという目的を持ったものでございます。次に『地域産業の活性化』の中では、新たなものとして「中小企業支援事業」、「区内公衆浴場支援」を持ってまいりました。前期の中では「健康づくりモデル浴場整備支援事業」だけが頭出しをしていたわけですが、その事業を含めたもっと幅広い支援事業をこの1本にまとめているものでございます。それから同じ項目の中の「(8) としまビジネスサポート事業 (相談事業)」、先程と同じ事業ですが、ここでは特にビジネスサポート事業の中で中小企業事業者からの経営・融資・起業・創業等の相談支援を関係機関や民間事業者等と連携してワンストップサービスで提供するという取り組みでございまして、これにより地域産業の活性化を図るというものでございます。先程申し上げました「(12) としまものづくりメッセ」について、こちらをメインとして掲げております。その他に「商店街電灯料補助事業」や「中小商工業融資事業」を改めて計画事業に位置付けなおしました。資料7-3についての説明は以上でございます。

続きまして資料7-4をお願いいたします。文化分野になります。1ページをお開きください。ここでも施策の方向は3つありますが、この中では『文化によるまちの活性化』を重点施策にしています。固有の文化資源の再発見と活用を進めまして、それらを核として、まちづくりや産業、観光、教育、子ども施策と連携した施策を展開していきたいという中身でございます。18番目の事業、「(仮称) 西部地域複合施設文化拠点準備事業」となっています。これは元々、次の次に出てくる『芸術文化の振興』の方に載っていたもので、千早にございます旧平和小学校の跡地に様々な行政機能を含めた複合施設を建てるわけですが、そこに文化拠点の整備をいたします。郷土資料館移築とともに、美術分野、文学やマンガ分野等も含めたミュージアムを形成しようというものでございまして、さらに千早図書館、千早地域文化創造館をこの建物の中に持ってまいりまして図書館機能や地域のコミュニティを活性化するような地域文化創造館の機能と併せて、この地域全体を活性化していこうという目標を掲げております。次にあるのが「(23) 池袋演劇祭」助成事業、同じく演劇に関連するものとしては「(25) 「フェスティバル／トーキョー」開催助成事業」というものもこの項目の中に持ってきています。「(24) 新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館事業」は先程の産業分野にも【再掲】していたものでございますが、ここの中にも位置付けているということでございます。次に施策の方向『2. 新たな芸術・文化の創出と創造環境の整備』の所では、「(6) 舞台芸術交流センター管理運営」ということで東池袋のあうるすぽっとの運営を行うものであり、様々な作品の創造、発信は元より、人材育成やワークショップ等を展開しながら新たな文化の創出を図っていくもの

でございます。次の7番目「文化芸術創造支援事業」は西巢鴨にある旧朝日中学校の中に「にしすがも創造舎」という文化拠点を作っております、NPOに運営を任せていますが、そこで様々な稽古場提供事業やワークショップ、地域との交流事業等を展開していくものでございます。施策の方向『3. 地域文化・伝統文化の継承と発展』の中では「郷土資料館の管理・運営」に関するものや郷土資料館の分館に位置づけられる「雑司が谷旧宣教師館の運営事業」、「伝統工芸振興事業」等を掲載しております。一番下の新規事業「旧鈴木信太郎邸の保存・活用」ですが、これについては区議会第三回定例会に議案がかかりましたが、フランス文学者として著名な鈴木信太郎さんの旧宅が東池袋にございまして、その土地・建物をご寄贈いただいたということで、これを今後文化財として保存活用していくということでございます。次のページをお願いいたします。『8-2 芸術・文化の振興』になります。施策の方向が2つありますが、『2. 文化を支え、発展させる人材の育成』を重点施策としております。まず施策の方向『1. 芸術・文化鑑賞機会の充実』でございますが、茶色い部分、前期計画期間中に計画事業に加えたものとして平成19年に“区立熊谷守一美術館”をオープンいたしました。それ迄はご遺族の方が私立の美術館として運営していましたが、作品の寄贈を受けて区が管理運営を現在行っているところでございます。その他、「としま区民芸術祭への助成事業」や「区民参加によるアート・ステージ事業」につきましては、前期では『芸術・文化活動機会の充実』という別の施策の方向に入っておりますが、これを『芸術・文化鑑賞機会の充実』へ持ってきました。次の施策の方向『2. 文化を支え、発展させる人材の育成』の所ですが、ここでは先程申し上げた、「文化芸術創造支援事業【再掲】」、「ジュニア・アーツ・アカデミー事業」、これはとしま未来文化財団の事業ですが、東京音楽大学等の協力を得ながら小学生の子ども達に様々な芸術の実体験をしていただくという取り組みでございます。それから5番目の「としま区民芸術祭」では、区民参加による演奏会ということで区民の皆さんが参加して作り上げる演奏会をここに載せております。それから茶色い部分の「(12) 子どものための文化体験プログラム」では、大きく2つ、子ども向けの演劇公演をやるということと、区内の保育園にアーティストを派遣してそこで子ども達にアート体験をしてもらうという取り組みを行っています。また「(13) 文化ボランティアの育成事業」では、読み聞かせをしていただくボランティアの方々の育成や様々な催しの時にサポートスタッフとして関わっていただくボランティアの方を育成しようということで現在取り組んでおります。次に3ページをお願いいたします。『8-3 生涯学習・生涯スポーツの推進』です。『生涯学習の環境整備』の事業名で、前期からそのまま引継ぎされている部分が「地域図書館の図書資料収集貸出事業」や「中央図書館の図書資料収集貸出事業」他、図書館に関するものと「地域文化創造館運営事業」等この辺が前期と同様に今回もそれぞれ基幹事業、貢献事業として掲げてございます。それから9番目の「生涯学習センターの整備」でございますが、これは旧大明小学校を今後エアコン設置や防音室整備等の内部改装と耐震工事等を行った上で生涯学習センターとして整備していこうというものです。そしてこの項目の一番下にある「ボランティア人材バンク運営事業」でございますが、これは先程のボランティアとして育成した方々をボランティア人材バンクに登録をしていただいで様々な形で活動をしていただく

いったものでございます。次に施策の方向の『2. 個の学びから社会的な学習活動への転換』の「(1) 大学との協働による「としまコミュニティ大学」」ですが、19年の11月に区内の6大学と豊島区で連携・協働に関する包括協定を締結いたしました。これを契機としてそれぞれ特色ある大学の持ち味を活かした区民向け講座を、年間を通して開催していただいております。これに加えて昨年度からはとしま学講座ということで豊島区が今重要な政策としている区政課題をテーマとした講座を、年間を通して開催しながら、学んだ成果を社会的な実践に結び付けていただこうというような取り組みを行っております。またその下、新規事業として「生涯学習センター運営モデル事業」ということを記載しております。これは先程申し上げた旧大明小学校において展開しようというもので、現在、旧大明小学校は地域の皆様からなるNPO法人が中心となって運営しておりますが、今後は区と地域の皆様方が協働しながら生涯学習センターを運営するモデル事業を来年度、再来年度あたりから展開していきたいと考えております。次に施策の方向『3. スポーツ・レクリエーション活動の充実』、これが重点施策にあたるわけですが、1つめが「スポーツ施設の管理運営」となっております。現在区内には8つのスポーツ施設がございますが、その適切な運営を図りながら、利用者は延数で378万人と書いてありますが、大変多くの方々がスポーツに親しんでいただいております。そういった方々の環境を維持していきたいと考えている所でございます。また「(4) (仮称) 南長崎中央公園の整備」ですが、これは旧長崎中学校跡地に、屋内体育施設としてプール・体育館・フィットネススタジオ・トレーニングジム、屋外といたしましてサッカー等の球技にも対応した多目的広場を整備するというものでございます。そして「スポーツ・レクリエーション活動の振興」につきましては、区民がスポーツ・レクリエーション活動に自主的に、積極的に参加出来るような区民大会や都民大会等を関係団体との共催で実施するものでございます。次の「(10) ジュニア育成・シニアスポーツ振興事業」につきましては、子ども達が体を動かすことが好きになるような各種のスポーツを体験する機会を提供し、更にはシニア向けのスポーツプログラムを提供し、シニアスポーツの振興を図っていくという事業です。以上でございます。

原田会長： 大変広い分野でございますが、ご説明ありがとうございました。まずは前者、『都市の魅力による集客力の向上』と『産業振興による都市活力創出』、この2つの分野から議論をしてみたいと思います。特に重点施策自体についてはこの2分野では位置づけ自体は変わりありません。しかしながらいくつかの補助事業の終了や、統合の関係で黄色の部分やや多い印象があります。いかがでしょうか。

C委員： 2つ程質問なのですが、1つは豊島区の若手の漫画家が100人位集まっている住居とかアパートがあるようで、そこを運営しているNPOの人から突然メールをいただきました。若手の漫画家が豊島区に100人位住んでいて、それを支援しているNPOが調査をするので、そこに書いてくれと言われて、あまりに突然でびっくりしたので、忙しかったということもあってお断りしたのですが、そういう動きというのは豊島区として把握していらっしゃるのでしょうか、ということです。つまりここでトキワ荘や並木ハウスなど結構これは昔のことですが、現在もそのように若手の漫画家が100人位まとまって集積しているらしいのです。そしてNPOがそれを運営

しているというのですが、そういう動きをご存じでしょうかということが1つです。それからもう1つは、中小企業支援事業は新規ということで補助件数は延600件ということになっていますが、これはどういう視点から中小企業を支援されようとしていらっしゃるのか、ということもお聞きしたいと思います。やはり新しい方向に転換していかないと、言い方は悪いですがなかなか今の経済状況に合わないようなものを延命させる為、支援を延々と続けてもなかなか生産性が上がらないということもあって、やはり新しい方向へ転換していく為の支援が非常に重要だと思うのですが、その辺はどのようにお考えになって新規で延600件とつけられたのかお聞かせ願えればと思います。

原田会長： 若手のアーティスト支援と比較的クラシカルに見える商店街等の支援ということですね。

文化商工部長： 2点目は担当課長からお答えいたします。1点目ですが、C委員さんに連絡のあったNPOと私が存じ上げているNPOが一緒かどうかはわかりませんが、区内にあるNPOがおりまして「トキワ荘プロジェクト」というものを展開しております。豊島区周辺で、なかなか社会的に出ていけない引きこもりの若者やモラトリアム状態にある漫画を描きたいという若者に安くアパートを提供して、作品を描いてもらい、出版社と連携して発行まで結びつけるというような取り組みをしているNPOがございまして、同じであるとするならばその主催者とは区も最近緊密な連携を取り始めている所でございます。

C委員： この中には特に反映されていませんか。

文化商工部長： 今後例えば「トキワ荘・並木ハウス関連事業」の中の右の後期事業量の中に「紫雲荘の活用」とありますが、「紫雲荘」というのは赤塚不二夫さんが手狭なトキワ荘の少し離れた所に仕事場として借りていたアパートで、その場所が現存しております。それを今後活用して、場合によっては部屋がいくつかありますので、そこに若手漫画家を住まわせて、デビュー出来るような支援をやっていくというようなことを地元の方々と一緒に考えている所でございます。

生活産業課長： 2点目は私の方からご説明をさせていただきたいと思います。まさに委員がご指摘の通り企業の延命を延々と続けるといったようなものではありませんで、確かに中小企業を含めて融資の大切さというのは我々も痛感をしている所でございます。この中小企業支援事業については、販路拡大や経営戦略を改めて考えていただくといった形の専門家もしくはアドバイザーを派遣する事業、更には産業見本市その他に積極的に出店をしていただこうと、販路拡大の一環として自らの販路、今迄中小企業としての下請けというものが多くございまして、なかなか自分で販路を持っていない企業も数多くございますので、そこで積極的に打って出ていただこうということで産業見本市への出店という形で考えています。年間120件程度を見込んでいて5年間で600件ということですね。

原田会長： 他にはいかがでしょうか。

J委員： 『7-1 都市の魅力による集客力の向上』の所で、「(12) としまものづくりメッセ (再掲)」がございまして、予算がありますが、ここに参加する企業が500企業とありますけれども、ここに参加するには材料費等は参加者が持ちだすという点で、

来場者9万人と載っていますが、来場者に作ったものを買っていただく方も努力していただかないと、なかなか参加が厳しくなるということも言われておりますので、もう少し予算の拡充という所にもご配慮いただけないものかという意見です。

原田会長： いかがでしょうか。

文化商工部長： ご意見として承ります。ただ区が主体的に関わっているイベントの中では、文化商工部では最大の経費をかけた事業でございまして、その他には職員も一緒になって協賛企業をまわって協賛金を頂戴するような取り組みも行っています。そういったもので辛うじて成り立っているものでございます。出店料として52,500円なのですが、出店することでその見返りがあるような魅力のあるものにしていかなければいけないということで企画を練っている所でございます。ご意見としては承りました。

原田会長： これはちなみに豊島区の中小企業が中心なのですか。

文化商工部長： そうです。豊島区が中心になっています。ただ周辺の所からも申し込みはありますので、そういった所もお受けしております。

原田会長： ありがとうございます。

I委員： 今の「としまものづくりメッセ」の所ですが、最大の予算をかけているから力をかけているというのはわかりますが、例えばこの後期案の1ページの所では重点施策の「としまものづくりメッセ」というのは基幹事業でありまして、【再掲】になっていて、またこちらの方の2ページの方では貢献事業としてやっているとあります。どこに何を置いて、何が【再掲】でというような基準がわかりにくいという感じがしました。そうであれば、基幹事業として位置付けている所をメインにした方が、バランスが良いと思います。これは検討いただければいいですが、後は「商店街の街路灯補助」がありますが、これは大変重要で、電気量の補助とありますが、今商店街は大変で、段々古くなっていくのでどうするのか、或いは商店街がなくなると管理をどうしていくのかというのが問題になっていますけど、商店街の街路灯は一体何本あるのか、把握はしておかないと良くないのではないかとということだけ指摘をしておきます。

原田会長： 前者の方をお願いします。後者はもし時間内におわかりになればお願いします。

生活産業課長： 商店街の街路灯は、設置後20年以上経過したものが現在1199本ございます。ただ全て経過年数もありますので、マチマチでございまして、アフターケアについてもマチマチでございます。ただそれについては1本ずつ職員がまわって安全性も含めて調べておりますので、把握をしているということにつきましては肯定させていただきます。

原田会長： ではその次にまいりましょう。文化・生涯学習関係です。いかがでございましょうか。体系も含めて幾つかの事業が掲げられておりますが、ここではどちらかというソフト物が多いです。しかしながら図書館運営等についてはかなり施設管理維持経費等も掲げられている所でございます。

M委員： 文化ということについてちょっとお聞きします。保健福祉計画の中でも文化という言葉が使われておりまして、私は文化というと文明と対比するような精神的なものだと思っていました。しかし実は文化と福祉の融合という言葉が使われています。私は福祉というのは文化の中に含まれていると思っていたので、おやっと思って調べてみると文化というのはどちらかというハードな考え方をしているなと思って、そこで

納得はしたのですが、この中で文化という言葉は沢山使われております。特にそう思ってみると文化と芸術を別々に分けていたり、点で囲っていたりと、そういう意味で文化という使い方そのものが何かマチマチになっているのかなという気がします。それから例えば『伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち』という意味が私にとっては文化という意味合いが非常にわからなくなってしまっています。もう少し文化ということについての豊島区で使う意味合いが何なのか、例えば文化というのは文化勲章もあれば色々な使い方をしていて便利だと思いますが、ただこのように一つの方針を立てる時に文化という言葉の意味合いをどのように区としては捉えているのかは大切だろうと思いますので、その点を考慮していただきたいと思います。

原田会長： 表現等含めてどうでしょうか。

文化商工部長： この基本計画の中でも全体的な構想の中で「文化のまちづくり」という言葉が使われていると思いますけれども、いわゆる区政で文化のまちづくりをやっているという場合の「文化」というのは、人々が生活をしていく上で、先程おっしゃった福祉も含めてそれらをより良いものにしていくという色々な活動が積み重なって作りあげていくものである、という解釈をしております。その中でこの文化分野における「文化」というのは、そこから更により芸術文化に軸足を移したようなものでございます。ただし芸術の振興というだけでは閉ざされたものがありますので、それを芸術の側から色々なまちづくりや教育や産業振興といったものとリンクしながら、まち全体を活性化させていきたいということが私どもの基本的な考え方です。わかりづらいかも知れませんが、文言の使い方についてはもう一度計画の策定迄に十分に練り直してみたいと思いますが、基本的な大きな考え方はそういった所かと思っております。

M委員： 言葉の意味合いはわかりますか。

原田会長： 多分日本語でグチャグチャとなっているものは1回英語に訳してみたりするとわかったりするので、是非そういう努力もお願いしましょう。ここはやっぱりちょっとわかりづらいですね。

文化商工部長： ただ『伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち』、これは基本構想にあるものでございますので、これは今回変えられないものでございます。

C委員： 文化政策というのは国際的にも定義が時代によって変わってしまっていて、古いと文化遺産の保存と現代アートの支援が文化政策の中心だったと思いますが、それが90年代以降はやはり都市再生にとって非常に文化が意味がある、それから産業にとってコンテンツ産業といわれるように文化が元になる産業が出てきたり、或いは最近ではエイブル・アートということで福祉分野や医療の分野で非常に文化が有効であるとわかるようになって、文化政策の範囲が非常に広がってきているというのが国際的な流れです。ですので、今日では非常に広い意味で文化を使うというのが国際的にも定着してきていると思います。それで豊島区を見ると伝統文化というのは文化遺産、これは有形、無形を含めて、今回も日本の結城紬と沖縄の組踊がユネスコの無形文化遺産として2つ、今年認められるようですが、そういう文化遺産と、それから新たな息吹というのは恐らく新しく生まれている文化、という意味だと思います。伝統と新しい文化が融合して街全体が文化的な街になり、それは教育にも福祉にも医療にも利益を与えるというようなことで書いておられるのかなと思います。私は色々な大学院等にも

教えに行っていますが、若い人達から見ても東京都の中で豊島区は非常に文化政策に力を入れているということで評判が良いです。凄く頑張っているということとを大学院生とか皆さん良く知っていて、その点は非常に良いなと思っています。それと今、文化庁の動きとしては、沢山ある全国の劇場を国際的な競争力を持つ、国際的に発信が出来る劇場とそうではない劇場に分けて、国際的な競争力のあるものに重点的に支援をして、もっと日本の文化的なポジションを確立していこうと動きつつあります。では東京の中で特に舞台芸術といった時にはどこを指して言っているのかというと、上野の文化会館と池袋の芸術劇場ということに恐らくなると思うので、そう見ると非常に勿体ないというか、もっと芸術劇場を豊島区としても活用をして、国の方でも国際的な発信が出来るという位置づけになっていく施設だと思うので、その辺は豊島区としてどのように活用し、連携をして豊島区の住民向けの事業も非常に大事ですが国際的な発信力のあるものとして活用していこうとされていらっしゃるのかお聞かせ願えればと思います。

文化商工部長： この『文化によるまちの活性化』の中に、「フェスティバル／トーキョー」と「新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館」の2つがございますが、両方とも東京芸術劇場のスタッフも一緒に仕事をしております。特に「フェスティバル／トーキョー」は池袋と西巣鴨周辺で展開しておりますけれども、今年は東京芸術劇場も主催団体に入って一緒にやっておりますし、「まちかど回遊美術館」では、東京芸術劇場のギャラリーをメイン会場の1つとして、スタッフの方も一緒に様々なワークショップ等を行っています。今後もより様々な分野、観光も含めてもっと連携が出来るのではないかと考えております。それから野田秀樹さんが芸術監督になって、区立の西口公園を活用したものが一緒に出来ないかといった提案もいただいておりますので、そういった取り組みも今後深めていきたいと考えております。

原田会長： 他にはいかがでしょうか。

M委員： 今、C委員さんが言ったことで良くわかりました。今説明したことは非常に大事なことで、どこかにそのことをわかるように書いていただくといいと思うのでお願いしたいと思います。

A委員： すみません、細かなことを1点だけです。ページですと5ページの8-1-3-2「郷土資料館の管理・運営」についてですが、これの事業費ですが、前期事業量と後期事業量を比較した時に開館日数は減っていて、イベント回数は1回増えていますが1回だけで来館者数は3000人程弱、増えるということになるのですが事業費が1.5倍以上に増えていますが、これは何か特別な理由があるのでしょうか。

原田会長： いかがでしょうか。

文化商工部長： 計画期間中に先程話の出ました平和小学校の跡地に西部複合施設が整備され、郷土資料館そのものが移築をして違った形で広く展開しますが、そういった移設の経費等も含んだ事業費でございます。その為に膨らんでいるものでございます。

A委員： もしそれでしたら、そういうものの費用ということでは載せないのでしょうか。今ここに載っているものだけで判断すると単純に比較すれば減って然るべきなのに何故こんなに1.5倍も増えているのかということになります。移設するというのであれば、その他の費用とか移設の費用というようなことは書く必要がないのでしょうか。

今説明を聞いて勿論そういうことですか、とわかりましたが、説明を聞かずにこれだけ見ただけでは何故これだけ増えているのかということは判断出来ません。

文化商工部長： 事業量の内訳の中でわかるような形を工夫してみたいと思います。

原田会長： その前のページの「文化芸術創造支援事業」でも、やっぱりワークショップでグッと減るといえることでしょうか。

文化商工部長： 大変恐縮ですが「文化芸術創造支援事業」では、現在は既に、にしすがも創造舎だけの経費をここに載せておりますが、前期では別の旧南池袋児童館も同様の使い方をした時期がございまして、その維持管理経費等も含めていたもので前期では経費が膨らんでおります。

原田会長： なかなか、このあたりの表現というものは難しいですね。どのように区民に示していくのか是非、100パーセントはありませんが、引き続きより区民にわかりやすいように表現というか表示の方法をご検討ください。

D委員： 生涯学習の「ボランティア人材バンク運営事業」について質問させていただきたいと思います。生涯学習で施策の方向として個の学びからどのように社会的な学習活動へ繋げていくか、というのはどこでも課題になっていると思いますが、ボランティア人材バンクは他の自治体では大体、学習成果をどう社会的に活かすか、ということで生まれてくるものではないかと思うので、施策の方向の2の方の事業の方がいいのではないかと感じました。質問は9ページ目の事業の概要の所ですけれども、これは本の読み聞かせのボランティアだけを想定されているということなのか、先程のご説明の中では、例えば文化ボランティアとか「としまコミュニティ大学」での「まちづくりリーダー」の育成等がありましたので、これだけに限定をしないで様々な生涯学習の成果を持った様々な知識や技能、資格を持ったリタイアする方も沢山いらっしゃると思いますので、もう少し種類を広げた方がいいと思ったのですけれども、これが限定されるものかという質問が1つです。後は事業量であつせん数285件と随分細かいと思ったのですが、こういった人材バンクの問題として、なかなか登録した人はたくさんいるけれど活用されないという問題も他の自治体でもよくあるようで、コーディネートする人の技量や広報が非常に重要だと思うのですが、この斡旋件数をどの様に出されたのか、根拠を教えてください。

文化商工部長： 人材バンクについてはより幅広く取り組んでいきたいと思っております。現実に雑司が谷で観光ボランティアの育成をやっておりまして、そういった方々が登録をして、今度は雑司が谷の案内処で実際に観光客の方々の案内をやるか、劇場でいうと、目の不自由な方のサポートをやるか、そういった様々な形があると思いますので積極的に活用していきたいと思っております。後段の数字の根拠ですが、大変申し訳ございませんが何らかの形で後日にでもお答え出来るようにしたいと思います。

原田会長： その辺りはまた、こちらへお示ししてください。これで一応、細かい事業が一通り計画事業についてご覧いただいたということになります。次回以降、日程も含めて事務局からご説明をいただきます。

企画課長： 次回の審議会でございますが、12月3日、金曜日を予定してございます。開催時間は今回と同様18時半からということでございます。今回迄で計画事業のご審議を終わらせて、次回についてはこれ迄の審議内容を取りまとめたような素案というよ

うな形でご提案をさせていただきたいと存じます。資料等のお預かりや、庁舎からの退出方法についてはこれ迄通りでございます。宜しくお願いいたします。

原田会長： 今日迄の議論でどちらかというと段々目が小さくなりまして、段々虫の目で見えてまいりましたが、また次の回が虫の目から鳥の目へ変えて、もう少し大きな所で素案が出てくるということですのでご議論いただきます。その際には是非事務局にお願いしたいのですが、これ迄ずっと議論を重ねてまいりまして議事録等もかなり分厚くなってまいりました。是非、細かくお書きいただく必要はありませんが、「こういう風に修正をしたのはこの発言を受けてこの様に修正した」ということをいくつか例示だけでも結構です、網羅的にというとは全部ということになりますので、出来れば素案をお示しいただく際には是非ご検討いただきたいということでございます。それでは次回は12月3日ということで改めて素案が出てくるということですが、また素案をお出しになるのはぎりぎりになりますか。

企画課長： 1週間位前にはお手元に届くようにさせていただきたいと存じます。

原田会長： 是非今日の議論迄、含めて反映したものをお配りいただければと思います。それは第7回の本日の会議をこれにて終わりにいたします。ありがとうございました。

会議の結果	<p>(1)継続審議 (2)次回日程は12月3日とし、事務局よりあらためて通知する。</p>
-------	---

提出された資料等	<p>【配布資料】 資料7-1 計画事業と後期基本計画の事業量等（街づくり・交通分野） 資料7-2 計画事業と後期基本計画の事業量等（防災・治安分野） 資料7-3 計画事業と後期基本計画の事業量等（商工分野） 資料7-4 計画事業と後期基本計画の事業量等（文化分野）</p>
----------	--